

「裁判員ノート」 キーワード解説

■裁判員を務めることは私たちの権利

日本国憲法は国民主権を謳っており、立法権・行政権については、国会議員や自治体の首長・議員を投票によって選ぶことで、彼らにその権利を負託しています。

司法権の行使については、これまで最高裁判所判事の国民審査や検察審査員への就任という手段がありましたが、裁判員法ができたことで、裁判員として直接的に行使できることになりました。

裁判員には、「法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない」（裁判員法第9条第1項）などの義務がありますが、「独立してその職権を行う」（同第8条）ことのできる主権者であることを改めて認識することが重要です。

■裁判員と裁判官は対等

前に述べたように、裁判員は「独立してその職権を行う」司法権の主人公ですから、公僕としての公務員である裁判官とは対等で、「責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる」（裁判員法制定の根拠となった「司法制度改革審議会」意見書、2002年）存在です。

■「無罪の発見」が刑事裁判の目的

「仮に100人の犯人を逃しても一人の無辜を罰してはならない」という諺がありますが、刑事裁判の本来の意義は、人を裁いたり罰したりすることではなく、無罪の人を発見することにあります。

足利事件や布川事件の再審結果を見てもわかるように、無罪の人を有罪にしてしまう誤判は取り返しのつかない過ちです。刑事裁判の最低限かつ絶対的な責務は、決して無実の人を罰してはならない、冤罪を作り出してはならないということにあるのです。

■有罪を立証する説明責任

被告人やその弁護人は、自らが無罪であることを証明する必要はありませんし、たとえ黙っていてもそのことが自己の不利益になることはありません。裁判官や裁判員は、被告人が黙秘していることを被告人に不利に扱ってはならないのです。

いくら疑わしいと思っても、被告人は有罪であると証明されるまでは無罪と推定され、被告人が有罪であることの立証責任は、権力機構である検察官がもっぱら負っています。

■疑問が残れば無罪判決

無罪の発見が刑事裁判ということを書きましたが、特に被告人が無罪を主張している裁判では、あらゆる方向から無罪ではないかと疑い、無罪かもしれないという合理的な疑問が残っていれば、無罪を言い渡さなければならない。これが近代刑事裁判の到達した叡智を実現するための原則（ルール）です。

このことを常に念頭に置いて、証拠や証人の証言を見聞きすることが重要であり、有罪か無罪かわからない時や悩んだ時は、もちろん無罪の認定をしなければなりませんし、裁判官や裁判員のうちに一人でも無罪の意見の人が残っていれば、その裁判では有罪判決を出すべきではありません。

以上